

パート・アルバイトとして扶養の範囲内でお勤めの方を扶養している組合員の方は注意が必要です

社会保険の適用範囲が拡大されました。

令和4年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大により、被扶養者として認定されている方が令和4年10月1日以降に健康保険および厚生年金に加入する場合があります。



以下のすべてにチェックが入った方が対象です。

従業員数が101～500人の勤め先が対象です。



週の所定労働時間が20時間以上



月額賃金が88,000円以上
(年収106万円以上)



2か月を超える雇用の見込みがある



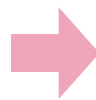
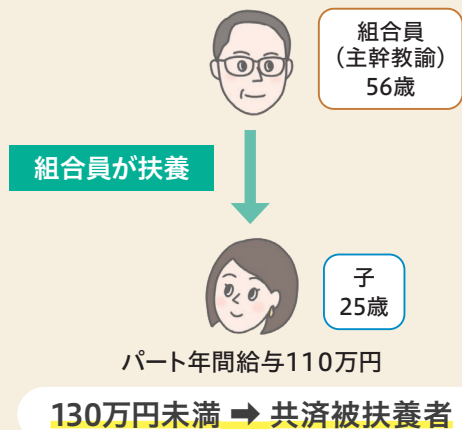
学生ではない



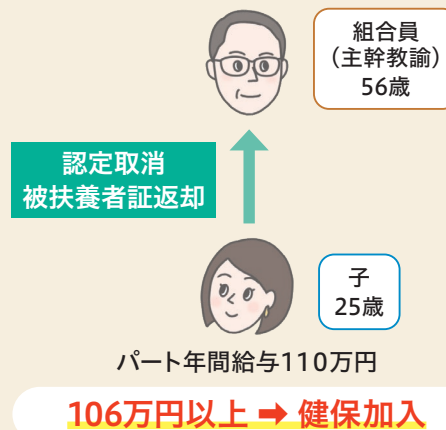
被扶養者の方が勤め先で健康保険・厚生年金に加入した場合、被扶養者の認定取消手続きが必要となります。所属所を經由して書類の提出および被扶養者証の返却をお願いします。

勤め先の健康保険が適用になるかをあらかじめ確認し、被扶養者証の誤使用がないようにしてください。

法改正前



法改正後



問合せ先

給付貸付課資格担当

☎ 03-5320-6826